

差出人: 浦山保洋（東京高裁広報）<[REDACTED]>
送信日時: 2019年1月9日水曜日 13:05
宛先: 03 東京地裁総務課（広報）；05 横浜地裁総務課（広報）；07 さいたま地裁総務課（広報）；09 千葉地裁総務課（広報）；11 水戸地裁総務課（広報）；13 宇都宮地裁総務課（広報）；15 前橋地裁総務課（広報）；17 静岡地裁総務課（広報）；19 甲府地裁総務課（広報）；21 長野地裁総務課（広報）；23 新潟地裁総務課（広報）；04 東京家裁総務課（広報）；06 横浜家裁総務課（広報）；08 さいたま家裁総務課（広報）；10 千葉家裁総務課（広報）；12 水戸家裁総務課（広報）；14 宇都宮家裁総務課（広報）；16 前橋家裁総務課（広報）；18 静岡家裁総務課（広報）；20 甲府家裁総務課（広報）；22 長野家裁総務課（広報）；24 新潟家裁総務課（広報）
C C: 02-3-2 (東京高総) 補佐 渋木 紀道; 02-3-3 (東京高総) 広報係長 中村 英章; 02-3-5 (東京高総) 広報係主任 水野 飛鳥; 02-3-4 (東京高総) 広報係 大庭 渉
件名: 【東京高裁・調査依頼】(機密性 2) (報告期限: 2/15) 見学者人数の調査について
添付ファイル: 01 事務連絡 (H30見学者人数等調査).doc; 02 庁名【人数調査】.xlsx

管内地方裁判所事務局総務課 御中
管内家庭裁判所事務局総務課 御中

いつもお世話になっております。

最高裁広報課から標記の人数調査について、添付のとおり事務連絡が送付されました。

本件調査は見学者数の動向を把握するとともに、パンフレット等の適切な発行部数を決定するための基礎資料となるものですので、その趣旨を御理解の上、御協力ををお願いいたします。

なお、当庁への報告期限等は以下のとおりとさせていただきます。

おって、調査結果について、後日確認させていただく場合がありますので御承知おきください。

御不明な点がございましたら、当職までお問い合わせください。
何卒よろしくお願ひいたします。

1 報告期限 2月15日（金）

2 送付先 宛先：広報係 浦山 ([REDACTED])
C C : 広報係長 中村 ([REDACTED])

3 ファイル管理のための協力依頼

送信するファイル名は、「 [REDACTED] 」
としてください（例 [REDACTED] ）。



◆-----◆
東京高等裁判所事務局総務課広報係

浦山 保洋 (内線: [REDACTED])

TEL [REDACTED] (ダイヤルイン)

Mail [REDACTED]



平成31年1月8日

高等裁判所事務局総務課長 殿

最高裁判所事務総局広報課課長補佐 金 杉 廣 記

裁判所見学者の人数の調査について（事務連絡）

見学者用パンフレット「裁判所ナビ」、傍聴者用リーフレット「法廷ガイド」、広報冊子「裁判員制度ナビゲーション」等を配布する際の資料としますので、貴庁並びに貴庁管内の地方裁判所及び家庭裁判所における標記の人数について別紙要領のとおり調査し、平成31年2月22日（金）までに回答してください。

なお、本件調査の趣旨を踏まえ、パンフレット等の使用については計画的に行っていただくとともに、適切な在庫管理を励行していただきますよう管内への指導を含めてよろしくお願いいたします。

(別紙)

見学者人数調査要領

1 調査事項

平成30年1月から同年12月までの1年間における裁判所見学者の人数（一般及び学生のそれぞれについて、支部等を含めた管内全体での人数）

2 回答方法

(1) 回答形式

別添エクセルファイルに各庁の調査結果を入力し、メールにより回答する。

(2) メール送付先

メーリングリスト「最高裁広報課広報係」([REDACTED]) あて

H30見学者人数調査表

0		管内全体での見学者人数		
1	裁判所名	一般	学生	合計
101	東京高裁			0
201	東京地裁			0
301	東京家裁			0
202	横浜地裁			0
302	横浜家裁			0
203	さいたま地裁			0
303	さいたま家裁			0
204	千葉地裁			0
304	千葉家裁			0
205	水戸地裁			0
305	水戸家裁			0
206	宇都宮地裁			0
306	宇都宮家裁			0
207	前橋地裁			0
307	前橋家裁			0
208	静岡地裁			0
308	静岡家裁			0
209	甲府地裁			0
309	甲府家裁			0
210	長野地裁			0
310	長野家裁			0
211	新潟地裁			0
311	新潟家裁			0
401	小計東京	0	0	0

差出人: 浦山保洋（東京高裁広報）<[REDACTED]>

送信日時: 2019年1月11日金曜日 16:04

宛先: 03 東京地裁総務課（広報）; 05 横浜地裁総務課（広報）; 07 さいたま地裁総務課（広報）; 09 千葉地裁総務課（広報）; 11 水戸地裁総務課（広報）; 13 宇都宮地裁総務課（広報）; 15 前橋地裁総務課（広報）; 17 静岡地裁総務課（広報）; 19 甲府地裁総務課（広報）; 21 長野地裁総務課（広報）; 23 新潟地裁総務課（広報）; 04 東京家裁総務課（広報）; 06 横浜家裁総務課（広報）; 08 さいたま家裁総務課（広報）; 10 千葉家裁総務課（広報）; 12 水戸家裁総務課（広報）; 14 宇都宮家裁総務課（広報）; 16 前橋家裁総務課（広報）; 18 静岡家裁総務課（広報）; 24 新潟家裁総務課（広報）

CC: 02-3-2 (東京高総) 補佐 渋木 紀道; 02-3-3 (東京高総) 広報係長 中村 英章; 02-3-5 (東京高総) 広報係主任 水野 飛鳥; 02-3-4 (東京高総) 広報係 大庭 渉

件名: 【東京高裁・調査依頼】(機2) (報告期限:1/25) 平成31年度の広報経費にかかる調査について

添付ファイル: 01 広報経費調査事務連絡.doc; 02 【H31調査様式】(職員旅費・諸謝金・憲法週間法の日週間庁費).xls

管内地方裁判所事務局総務課 御中
管内家庭裁判所事務局総務課 御中（甲府、長野を除く。）

いつもお世話になっております。

標記の広報経費について、最高裁広報課からの調査依頼に基づき、添付のとおり事務連絡を送付させていただきます。

当庁への報告期限等は以下のとおりとさせていただきます。

おって、調査結果について、後日確認させていただく場合がありますので御承知おきください。

御不明な点がございましたら、当職までお問い合わせください。
何卒よろしくお願ひいたします。

1 報告期限 1月25日（金）

2 送付先 宛先：広報係長 中村 ([REDACTED])
広報係 浦山 ([REDACTED])

3 ファイル管理のための協力依頼

送信するファイル名は、「[REDACTED]」としてください（例 [REDACTED]）。

[REDACTED]

◆-----◆

東京高等裁判所事務局総務課広報係

浦山 保洋 (内線 : [REDACTED])

TEL [REDACTED] (ダイヤルイン)

Mail [REDACTED]

◆-----◆

平成 31 年 1 月 11 日

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

東京高等裁判所事務局総務課長 田 内 丈 青

広報経費にかかる調査について（事務連絡）

最高裁判所事務総局広報課から、平成 31 年度における広報経費の示達方法等を検討するための調査協力依頼がありました。

については、下記 1 の調査事項について調査の上、本メールに添付したエクセルファイルの一覧に数値等を入力し、1 月 25 日（金）までに、当課広報係長中村（[REDACTED]）及び広報係浦山（[REDACTED]）宛てにメール送信してください。

なお、裁判員制度 10 周年に関する広報企画として個別に上級庁へ照会しているものや平成 30 年 12 月 6 日付け刑事局第一課課長補佐メール「裁判員制度 10 周年の広報企画について」で報告された企画のうち、本件調査において対象となる広報経費（諸謝金、憲法週間・「法の日」週間の広報行事として発生する会場借料等）については、改めて計上した上で報告してください。

また、広報経費については、費用対効果の検証が求められているとともに、調査後は、調査結果を踏まえて通知される執行可能予算額の範囲内での執行を求められることから、各庁におかれでは、真に必要な経費を計上するとともに、報告漏れの無いようお願いします。

おって、広報課から下記 2 のとおり補足説明がありましたので、御留意ください。

記

1 調査事項

- (1) 平成 31 年度の次の経費の執行見込額等

- ア 裁判員制度広報のための経費（職員旅費）
- イ 広報経費としての諸謝金
- ウ 憲法週間・「法の日」週間行事経費（庁費（会場借料等））

(2) 平成30年度の次の経費の執行実績額

裁判員制度広報のための経費（職員旅費）。今後、年度内に執行予定のものを含む。

2 広報課補足説明

(1) 裁判員制度広報のための職員旅費については、上記1(1)において執行見込額として計上された金額を参考にして、平成31年度当初に各庁に示達する予定であるが、予算との兼ね合いもあり、全額示達できるとは限らないことを御了解いただきたい。

(2) 諸謝金及び憲法週間・「法の日」週間行事経費（庁費（会場借料等））の示達の概要等については、以下のア、イ記載のとおりとすることを予定しており、これは今年度と同様である。なお、今回の調査の目的は、広報課において予算の管理上広報行事に係る経費の概要を把握するためのものであり、来年度の示達依頼等において今回と異なる金額を計上することは差し支えない。

ア 諸謝金について

最高裁は、今回の調査に対する回答を参考に、各高裁管内における執行可能予算額を年度当初までに通知する。各高裁は管内の裁判所の必要に応じて、執行可能予算額内で最高裁に対して示達依頼をし、最高裁はこれに基づいて各庁に示達する。

イ 憲法週間・「法の日」週間行事経費（庁費（会場借料等））について

憲法週間行事経費については3月初旬に、「法の日」週間行事経費については7月上旬に、それぞれの行事における執行予定を広報課から照会し、この回答に基づいて各庁に示達する。

(1) 裁判員制度広報のための経費(職員旅費)見込額等調査

東京高裁

	H30.4～H31.3の執行実績(執行予定を含む。)※					H31.4～新元号2(2020).3の執行見込み	
	金額 (単位:円)	裁判官派遣		一般職派遣		金額 (単位:円)	内訳(積算根拠等)
		回数	人数	回数	人数		
東京高裁							
東京地裁							
横浜地裁							
さいたま地裁							
千葉地裁							
水戸地裁							
宇都宮地裁							
前橋地裁							
静岡地裁							
甲府地裁							
長野地裁							
新潟地裁							
東京家裁							
横浜家裁							
さいたま家裁							
千葉家裁							
水戸家裁							
宇都宮家裁							
前橋家裁							
静岡家裁							
新潟家裁							
東京高裁管内合計	0	0	0	0	0	0	

※ ICカードや公用車を利用したため旅費等の発生はないが、裁判官等を派遣した裁判員制度広報行事(出張説明会等)がある場合も記載する。

(例)

金額 (単位:円)	裁判官派遣		一般職派遣	
	回数	人数	回数	人数
0	2	2	2	4

(2) 広報経費としての諸謝金及び憲法週間・「法の日」週間行事経費(庁費(会場借料等))見込額調査

東京高裁

	諸謝金(H31.4~新元号2(2020).3の執行見込み)		憲法週間行事(庁費)(執行見込み)		「法の日」週間行事(庁費)(執行見込み)	
	金額 (単位:円)	内訳(積算根拠)	金額 (単位:円)	内訳(積算根拠)	金額 (単位:円)	内訳(積算根拠)
東京高裁						
東京地裁						
横浜地裁						
さいたま地裁						
千葉地裁						
水戸地裁						
宇都宮地裁						
前橋地裁						
静岡地裁						
甲府地裁						
長野地裁						
新潟地裁						
東京家裁						
横浜家裁						
さいたま家裁						
千葉家裁						
水戸家裁						
宇都宮家裁						
前橋家裁						
静岡家裁						
新潟家裁						
東京高裁管内合計	0		0		0	

差出人: 浦山保洋（東京高裁広報）<[REDACTED]>
送信日時: 2019年1月18日金曜日 8:39
宛先: 03 東京地裁総務課（広報）; 05 横浜地裁総務課（広報）; 07 さいたま地裁総務課（広報）; 09 千葉地裁総務課（広報）; 11 水戸地裁総務課（広報）; 13 宇都宮地裁総務課（広報）; 15 前橋地裁総務課（広報）; 17 静岡地裁総務課（広報）; 19 甲府地裁総務課（広報）; 21 長野地裁総務課（広報）; 23 新潟地裁総務課（広報）; 04 東京家裁総務課（広報）; 06 横浜家裁総務課（広報）; 08 さいたま家裁総務課（広報）; 10 千葉家裁総務課（広報）; 12 水戸家裁総務課（広報）; 14 宇都宮家裁総務課（広報）; 16 前橋家裁総務課（広報）; 18 静岡家裁総務課（広報）; 24 新潟家裁総務課（広報）
C C: 02-3-2 (東京高総) 補佐 渋木 紀道; 02-3-3 (東京高総) 広報係長 中村 英章; 02-3-5 (東京高総) 広報係主任 水野 飛鳥; 02-3-4 (東京高総) 広報係 大庭 渉
件名: 【東京高裁・情報提供】(機2) (報告期限:1/25) 平成31年度の広報経費にかかる調査について
添付ファイル: 広報経費照会応答.xlsx

管内地方裁判所事務局総務課 御中
管内家庭裁判所事務局総務課 御中（甲府、長野を除く。）

いつもお世話になっております。

標記の経費について、下記〇Mで調査依頼をさせていただいているところですが、ある庁から裁判員等経験者の謝金や旅費について照会を受け、回答した事項をメモにまとめましたので、報告いただく際の参考にしていただきますようお願ひいたします。

お手数をお掛けしますが、何卒よろしくお願ひいたします。

※ 本メールは既に御報告いただいた庁にも参考送付しております。

◆-----◆
東京高等裁判所事務局総務課広報係
浦山 保洋 (内線:[REDACTED])
TEL [REDACTED] (ダイヤルイン)
Mail [REDACTED]
◆-----◆

-----Original Message-----

From: 浦山保洋 (東京高裁広報) [mailto:[REDACTED]]
Sent: Friday, January 11, 2019 4:04 PM
To: 03 東京地裁総務課（広報）<[REDACTED]>; 05 横浜地裁総務課（広報）<[REDACTED]>; 07 さいたま地裁総務課（広報）<[REDACTED]>; 09 千葉地裁総務課（広報）<[REDACTED]>; 11 水戸地裁総務課（広報）<[REDACTED]>; 13 宇都宮地裁総務課（広報）<[REDACTED]>; 15 前橋地裁総務課（広報）<[REDACTED]>; 17 静岡地裁総務課（広報）<[REDACTED]>

< [REDACTED] >; 19 甲府地裁総務課（広報）< [REDACTED]
< [REDACTED] >; 21 長野地裁総務課（広報）< [REDACTED] >; 23 新潟地裁総
務課（広報）
< [REDACTED] >; 04 東京家裁総務課（広報）< [REDACTED] >;
06 横浜家裁総務課（広報）< [REDACTED] >; 08 さいたま家裁総務課（広報）
< [REDACTED] >; 10 千葉家裁総務課（広報）< [REDACTED] >;
< [REDACTED] >; 12 水戸家裁総務課（広報）< [REDACTED] >; 14 宇都宮家
裁総務課（広報）< [REDACTED] >; 16 前橋家裁総務課（広報）
< [REDACTED] >; 18 静岡家裁総務課（広報）< [REDACTED] >;
< [REDACTED] >; 24 新潟家裁総務課（広報）< [REDACTED] >;
Cc: 02-3-2 (東京高総) 補佐 渋木 紀道 < [REDACTED] >; 02-3-3 (東京高総)
広報係長 中村 英章
< [REDACTED] >; 02-3-5 (東京高総) 広報係主任 水野 飛鳥
< [REDACTED] >; 02-3-4 (東京高総) 広報係 大
庭 涉 < [REDACTED] >;
Subject: 【東京高裁・調査依頼】(機2) (報告期限:1/25) 平成31年度の広報経費にかかる調査につ
いて

管内地方裁判所事務局総務課 御中
管内家庭裁判所事務局総務課 御中（甲府、長野を除く。）

いつもお世話になっております。

標記の広報経費について、最高裁広報課からの調査依頼に基づき、添付の
とおり事務連絡を送付させていただきます。

当庁への報告期限等は以下のとおりとさせていただきます。

おって、調査結果について、後日確認させていただく場合がありますので
御承知おきください。

御不明な点がございましたら、当職までお問い合わせください。
何卒よろしくお願ひいたします。

1 報告期限 1月25日（金）

2 送付先 宛先：広報係長 中村（[REDACTED]）
広報係 浦山（[REDACTED]）

3 ファイル管理のための協力依頼
送信するファイル名は、「[REDACTED]
[REDACTED]」としてください（例
[REDACTED]）。

[REDACTED]

◆-----◆ 東京高等裁判所事務局総務課広報係

浦山 保洋 (内線: [REDACTED])

TEL [REDACTED] (ダイヤルイン)

Mail [REDACTED]

No.	照会事項	回答
1	出前講義に講師として参加いただくことを予定している場合、裁判員等経験者の謝金及び旅費について、今回の調査に計上するのか。	左記の謝金及び旅費は、今回の調査対象ではないため、計上の必要はない。
2	憲法・法の日週間行事に講師として参加いただくことを予定している場合、裁判員等経験者の謝金及び旅費について、今回の調査に計上するのか。	計上する。
3	No.2の照会のうち、謝金の計上箇所及び計上方法はどうするのか。	調査様式(2)「諸謝金」の項目に計上する。内訳欄に、①支払目的「例：憲法週間における裁判員等経験者に対する諸謝金」、②実施予定日、③実施時間、④支払区分、⑤人数⑥小計を記載する。 ※ 支払区分について、広報課が明示したものはないが、基準としては、30.7.31付けで刑事局が示したもの「謝金の標準支払基準」(平成27年3月6日付け各府省申合せ)の(2)講演等謝金の区分⑦があるので参考にされたい。
4	No.2の照会のうち、旅費の計上箇所及び計上方法はどうするのか。	調査様式(1)「執行見込み」の項目に計上する。内訳欄に、①支払目的「例：憲法週間における裁判員等経験者に対する旅費」、②実施予定日、③支払算出根拠、⑤人数、⑥小計を記載する。 ※ 職員に支給する旅費金額と裁判員等経験者に支給する旅費金額が判別できるよう記載する。